

千葉県中小企業診断助言等専門家派遣  
「経済環境変化対応型」(新型コロナ、原油価格・物価高騰、人材不足等) 事業実施要領

(目的)

第1条 専門家派遣「経済環境変化対応型」(新型コロナ、原油価格・物価高騰、人材不足等)事業(以下「本事業」という。)は、「千葉県中小企業診断助言等専門家派遣事業実施要領」第1条に規定する中小企業者等(以下「中小企業者等」という。)のうち、新型コロナ、原油価格・物価高騰、人材不足等により売上減などの影響を受けた者が、経費削減、業務改善等に取り組む場合に、公益財団法人千葉県産業振興センター内千葉県チャレンジ企業支援センター(以下「チャレンジセンター」という。)が専門家を派遣して相談、助言を行う。また、ポストコロナを見据え、中長期的な視点に立って、補助金(事業再構築補助金、ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金等)を活用して新分野への参入や業態転換、生産性向上などに計画的に取り組む場合にもチャレンジセンターが専門家を派遣して相談、助言を行い取り組みの実現に向けた伴走型支援を行うことを目的とする。

(派遣の要件)

第2条 本事業の要件は、千葉県内に事業所を有する中小企業者等であって、新型コロナ、原油高・物価高騰、人材不足等の影響により、以下の(1)から(6)のいずれかの要件を満たしていることとする。ただし、(5)及び(6)については、新型コロナの影響により、要件を満たしていることとする。

なお、比較対象となる前期又はコロナ禍前年(2019年度)の売上総利益若しくは経常利益率がマイナスの場合は減少率の算出ができないため、今期の売上総利益若しくは経常利益率が前期又はコロナ禍前年(2019年度)と比較して悪化が認められる場合は要件を満たすものとする。

- (1) 売上高又は売上総利益に係る任意の3ヶ月の合計による比較  
申請時点から遡ること6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、前年の同3か月の合計売上高と比較して5パーセント以上減少していること。(売上高に代えて売上総利益とすることも可能)
- (2) 売上高又は売上総利益に係る直近及び前期の決算書による比較  
申請時点から直近の決算書の売上高が、前期の決算書の売上高と比較して5パーセント以上減少していること。(売上高に代えて売上総利益とすることも可能)
- (3) 経常利益率に係る任意の3ヶ月による比較  
申請時点から遡ること6か月間のうち、任意の3か月の合計経常利益を同合計売上高で割った売上高経常利益率が、前年の同3か月の売上高経常利益率と比較して5パーセント以上減少していること。(前年の経常利益率が10パーセントの場合は最近の売上高経常利益率が9.5パーセント以下であること)
- (4) 経常利益率に係る直近及び前期の決算書による比較  
申請時点から直近の決算書の経常利益を売上高で割った売上高経常利益率が、前期の決算書の売上高経常利益率と比較して5パーセント以上減少していること。(前期の決算書の経常利益率が10パーセントの場合は、直近の決算書の売上高経常利益率が9.5パーセント以下であること)
- (5) 売上高又は売上総利益に係る直近及びコロナ禍前年(2019年度)の決算書による比較  
申請時点から直近の決算書の売上高が、コロナ禍前年(2019年度)の決算書の売上高と比較して5パーセント以上減少していること。(売上高に代えて売上総利益とすることも可能)

- (6) 経常利益率に係る直近及びコロナ禍前年（2019年度）の決算書による比較申請時点から直近の決算書の経常利益を売上高で割った売上高経常利益率が、コロナ禍前年（2019年度）の決算書の売上高経常利益率と比較して5パーセント以上減少していること。

#### (派遣の要請)

第3条 本事業の要請は、次の手順で行うものとする。

- (1) 専門家の派遣を希望する企業(以下「派遣要請企業」という。)は、専門家派遣要請書(様式1-1)及び暴力団排除に関する誓約書(様式1-2)を公益財団法人千葉県産業振興センター(以下「センター」という。)に提出する。
- (2) プロジェクトマネージャー等(以下「PM」という。)は、要請企業への専門家派遣の必要性を確認するとともに、派遣要請企業に適した派遣候補となる専門家を、千葉県中小企業診断助言等専門家派遣事業に係る専門家取扱基準に基づき申請書を受理された専門家の中から選び、派遣要請企業調査票(様式1-3)により、センター理事長へ報告するものとする。

なお、派遣する専門家の選定にあたっては、派遣要請企業の意向を参考にするものとする。

#### (派遣の可否及び派遣専門家の決定)

第4条 センター理事長は、第2条第1項(2)を参考に派遣する企業(以下「派遣先企業」という。)及び派遣する専門家(以下「派遣専門家」という。)を決定するものとする。なお、派遣を決定しない場合は、派遣要請企業に対し、派遣しない旨の通知をするものとする。

- 2 センターは、派遣先企業に専門家派遣実施の通知をする。また、派遣専門家に専門家派遣を依頼するとともに、暴力団排除に関する誓約書(様式2)の提出を求めるものとする。

#### (派遣専門家の派遣)

第5条 派遣専門家の派遣は、原則として1中小企業者等に対して1名とするが、必要に応じて複数の派遣専門家を派遣できるものとする。

#### (派遣先企業及び派遣専門家の選定における留意事項)

第6条 第2条の規定による要請をした派遣要請企業が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第3条の規定による派遣先企業として決定をすることができない。

- (1) 診断助言について千葉県内の派遣先企業の所在地以外において行おうとする場合。ただし、やむを得ない事情があるとチャレンジセンターが認めた場合は、この限りでない。
- (2) 派遣要請が単に派遣専門家による資料等の作成代行等(各種補助金や借入金の申請書等の作成、ソフトウェアの開発、ホームページの制作、営業活動の実務代行等を含む。)と認められる場合。
- (3) 1中小企業者等の要請に基づき、複数の企業に対して診断助言を行おうとする場合(集団研修等)。
- (4) 派遣要請の日の属する年度の前年度において、当該派遣に係る診断助言と同一の診断助言を受けている場合。ただし、理事長が当該診断助言を必要と認めた場合は、2ヵ年を限度として認めることができる。
- (5) その他、理事長が支援の対象として相応しくないと認めた場合。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条の規定による派遣専門家として決定することができない。

- (1) 派遣先企業の役員又は社員の身分を有する者。
- (2) 派遣先企業の役員等の4親等以内の親族である者。
- (3) 派遣先企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の5

0パーセント以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者。

- (4) 派遣先企業が、発行済み株式の総数若しくは出資価額の総額の50パーセント以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者。
- (5) 派遣先企業との間で、継続して診断助言を受ける契約（顧問契約等）を締結している者。
- (6) 第14条に基づき派遣専門家の派遣を取り消された者。

#### （派遣日数の制限）

第7条 派遣専門家の派遣にあたっては、1中小企業に対して、1事業年度内は10日以内とする。なお、同一年度において10日以上を希望する派遣先企業については、チャレンジセンターの千葉県中小企業診断助言等専門家派遣事業（以下「専門家派遣事業」という。）において最大5日、日数を追加できるものとする。その場合、専門家派遣事業の実施要領に従い、派遣先企業に対し一部負担金が生じる。なお、1事業年度内に1人の派遣専門家に派遣を依頼できる日数は原則として40日以内とする。

#### （派遣先企業、派遣専門家の責務）

第8条 派遣先企業は、あらかじめ資料等を準備し、派遣専門家が効率的で効果的な支援が実施できるように環境整備に努めなければならない。

- 2 派遣専門家は、派遣先企業の経営課題等を的確に分析し、効率的で効果的な支援を実施しなければならない。
- 3 派遣専門家における1回の支援時間は3時間以上とする。
- 4 派遣専門家及び派遣先企業は、本事業に関してセンターから報告等の求めがあったとき、又は指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。

#### （派遣専門家の守秘義務）

第9条 派遣専門家は、専門家派遣を引き受けることにより知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

また、派遣専門家は、自己の所属した又は所属する機関に帰属する知的財産権を侵さないものとする。

- 2 派遣専門家は、専門家派遣を引き受けるにあたり、誓約書（様式3）をセンターに提出するものとする。

#### （テレビ会議システム等を用いたオンラインによる診断助言等）

第10条 派遣先企業からテレビ会議システム等を用いたオンラインによる診断助言等の希望があった場合は、センター及び派遣専門家に事前了解を得たうえで、これを認めることとする。

#### （専門家派遣業務に係る報告）

第11条 派遣専門家が、専門家派遣に従事した場合は、速やかにセンターに対して業務月報（様式4-1）により、従事した業務の内容を報告するものとする。

- 2 第10条の規定による診断助言等を実施した分については、前項の様式に加え、診断助言等実施時のスクリーンショット等を添付するものとする。
- 3 派遣専門家は、センターから依頼された日数の専門家派遣による助言・指導の支援が終了した後、速やかにセンター及び派遣先企業に対し、専門家派遣完了報告書（様式4-2）を作成し、報告するものとする。
- 4 派遣先企業は、専門家派遣による助言・指導の支援が終了した後、速やかにセンターに対し、専門家派遣終了報告書（様式5）を作成し、提出するものとする。

#### （謝金等の支払）

第12条 センターは、第9条により提出された報告書（様式4-1、様式4-2及び様式

5)を確認したのちに、専門家派遣の実施に係る謝金及び旅費を、別記の規定により派遣専門家に支払うものとする。なお、第10条の規定による診断助言等を実施した分の旅費については支払いを行わない。

(効果の確認)

第13条 チャレンジセンターは、派遣終了後概ね1年経過後に、派遣先企業に対して聴取等により、専門家派遣事業の効果の把握に努めるものとする。

(専門家派遣の取消)

第14条 理事長は、派遣先企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、専門家の派遣を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があると認められた場合。
- (2) 派遣に付した条件に違反した場合。
- (3) 専門家派遣の目的を達成できないと認められる事由がある場合。
- (4) 専門家派遣事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合。
- (5) チャレンジセンター及び派遣専門家に対して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたと認められる場合。
- (6) チャレンジセンター及び派遣専門家に対し、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を用いた直接・間接的な中傷行為等を行ったと認められる場合。
- (7) 重大な法令違反や公序良俗に反する又はそのおそれのあることが認められた場合。
- (8) 取扱基準に基づき専門家の申請を取消された場合。
- (9) その他派遣を取り消すべき重大な事由が生じた場合。

(派遣専門家の派遣取消)

第15条 理事長は、派遣専門家が次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣専門家の派遣を取り消すものとする。

- (1) 第8条第1項の規定に違反した場合。
- (2) 専門家派遣事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合。
- (3) 心身の故障のため、支援業務に堪えられないと認められる場合。
- (4) 派遣専門家から専門家取り消しの申請が提出された場合。
- (5) 専門家派遣事業の運営上、派遣を取り消す必要が生じた場合。
- (6) 社会的に違法、不適切な行為と認められる行為があった場合。
- (7) チャレンジセンターとの連絡調整において誠実に対応しない場合。
- (8) その他、理事長が派遣専門家としてふさわしくないと判断した場合。

(専門家派遣の変更)

第16条 派遣先企業は、派遣先企業の都合により、決定した専門家派遣の内容を変更する場合は、専門家派遣内容変更申請書(様式6)を提出し、センターの承認を受けなければならない。

(損害賠償について)

第17条 本事業の業務遂行に際して、派遣した専門家が自身の故意または過失によりセンターに損害を与えた場合は、センターに対し当該損害を賠償する責を負うものとする。

(その他)

第18条 本事業の実施により、派遣先企業等に不利益が生じた場合、また、派遣先企業等の従業員あるいは派遣専門家の身体・財産に危害が生じた場合、センターは一切その責任を負わないものとする。

(補足)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

令和6年4月1日 一部改正

(附則)

令和6年8月1日 一部改正

(附則)

令和7年4月1日 一部改正

## 別記

千葉県中小企業診断助言等専門家派遣「経済環境変化対応型」（新型コロナ、原油価格・物価高騰等）事業に係る謝金及び旅費について

- 1 謝 金 1日につき30,000円（消費税別）  
（3時間以上の助言・指導等の業務に従事するものとする。）
  
- 2 旅 費 公益財団法人千葉県産業振興センターの旅費規程に準じ、実費。  
旅費は原則として専門家の勤務先、又は居住先住所から派遣先企業までの区間のうち、最も経済的な経路により算出する。  
ただし、千葉県及び隣接する1都3県（茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県）を超える区間の旅費については、対象外とする。  
また、車の旅費については、高速道路及び有料道路の利用料は原則対象外とする。